

電子定款の認証手順のフロー図

① 公証人へ連絡・相談

- ・会社の本店所在地と同一都県内なら、いずれの公証役場でも可。
例えば、東京23区内には、39か所の公証役場がある。
- ・嘱託人は、定款(案)を、電子メール、ファックス等で公証人に送る方法も可。

② 公証人による定款の事前審査

- ・公証人は、定款の様式のほか、内容の法令適合性を慎重に審査。
- ・審査過程では、電子メール、ファックス等を利用して、嘱託人に連絡。
- ・公証人が嘱託人に補正を教示するなどして、定款の内容を確定。

③ 嘱託人からのオンライン申請

- ・嘱託人は、法務省のオンライン申請システムを通じ、PDFファイル化した電子定款に、電子署名を付して申請。

④ 公証人による定款の最終審査

- ・オンライン申請を受けた公証人は、事前審査の内容が正確に反映されているか、電子定款の内容を確認。

⑤ 公証人による面前での確認

- ・嘱託人又はその代理人が、公証人の面前で、電子定款上の電子署名について、嘱託人がしたものであることを陳述(自認)。
※ワンストップセンターの規模・拠点数等は不明だが、専用の機器・回線が整備されれば、公証人が以降の手続を同センターで行うことも現行法の解釈により可能と解され、特段の立法措置は不要。

⑥ 認証行為、謄本等を交付